

J R 東海労働関西地「申」第16号
2015年10月20日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

新大阪駅の労働条件変更等に関する会社の認識に関する申し入れ

10月8日、会社幹事は11月1日からの「新大阪駅の案内所の営業体制の変更」について「お知らせ」として組合側窓口の説明した。その内容は、案内所の勤務時間を変更し泊まりから日勤にするという内容であった。

昨年、11月21日には、「新大阪駅の営業二科の作業ダイヤ変更」について、泊まり2名のところを1名にし、早い出勤と遅い出勤の日勤者でカバーするという変更についての「お知らせ」を組合側窓口へ説明した。

今年5月13日には、「新大阪駅の営業一科の勤務種別の変更」として、リニューアル後の作業ダイヤの見直し後に勤務種別を変更するとした「お知らせ」があった。

新大阪駅では最近だけでも以上のような労働条件の変更が頻繁に行われ、現場社員にはその都度、勤務時間や勤務パターンの変更を余儀なくされ混乱を招いてきた。しかし、現場社員からは働きやすくなったという声がいっさい聞こえてこない。これは、会社による「お知らせ」とした一方的な効率化を押しつけてきた姿勢と、効率化のみを目的とした施策が原因であると考え。営業体制、作業ダイヤ、勤務種別の変更は明らかに労働条件に直結する内容であり、変更前に労使で真摯に協議することが前提であると考え。

よって以下のように申し入れるので、早急に協議の場を設定すること。

記

1. 業務内容の提案、変更については労働条件の変更が伴うと考える。会社の見解を明らかにすること。
2. 労働条件の変更に伴う課題については、労使間で真摯な協議が必要であると考え。貴側の見解を明らかにすること。
3. ここ最近、新大阪駅において「お知らせ」として頻繁に労働条件が変更された。事前の労使間の協議が開催されずに職場で変更が強行されている。変更後の問題や課題を把握しているのか明らかにすること。
4. 今後の「お知らせ」とする業務内容に関する変更については、事前に労使協議の場で提起し協議の場を設定すること。

以上